

# 令和5年度

別表第1（第3条関係）

## 受入に関する基本的条件

※福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者については、「別表第1」の搬入量に関する項目を適用しない。

### 1 工場（処理ごみ）可燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>（東部工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式 破碎機を併設しない。</p> <p>（西部工場、臨海工場） 火格子式焼却炉にて焼却する。 家具等の破碎を目的とするせん断式 破碎機を併設する。</p> <p>※西部工場及び臨海工場は、混雑 緩和等のため搬入台数を制限してい る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可燃物。</li> <li>・廃棄物の長辺寸法は次のとおりと する。 東部工場：1m以内 西部工場：2m以内 臨海工場：2m以内</li> <li>・焼却能力によるカロリー制限の 為、紙より高カロリーの廃棄物 （樹脂類）については、1日の最 大搬入量は0.3トンとする。</li> </ul>	<p>① 結束されている廃棄物やダンボール箱に詰め て梱包された廃棄物は、開梱して搬入するこ と。なお、梱包に使ったダンボール箱等、リサ イクル可能な物は持ち帰り、リサイクルに回す こと。</p> <p>② 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量 は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に 複数回搬入する場合及び複数の工場へ搬入す る場合を含め、8トン以下とする。</p> <p>③ 1回当たりの搬入量は4トンを限度とする。</p>

### 2 資源化センター（処理ごみ）不燃物 ※金属を有する不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>回転式破碎機で破碎、振動篩または 回転篩で選別する。</p> <p>※西部資源化センターは、混雑緩和 等のため搬入台数を制限している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金属製の物または破碎・選別をし ないと分離困難な可燃不燃混合物。</li> <li>・破碎機の破碎能力から、厚さ 3.2mm以上の鉄板、直径4.5mm以 上の丸鋼及び板バネ、鋳物、スプ リングを含まない物で、ワイヤー 等回転体に巻き付かない物及び鉄 筋等鋭利なものでコンベアーベル トを損傷する恐れのないものとす る。</li> <li>・破碎機の投入口の寸法から、廃棄 物の長辺寸法は2m以内とする。</li> </ul>	<p>① 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量 は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に 複数回搬入する場合及び複数の資源化センター へ搬入する場合を含め、2トン以下とする。</p> <p>② 事業活動に伴って生じた廃鋼材については、 再資源回収業者か産業廃棄物処理業者での処理 を原則とする。</p> <p>③ 梱包に使ったダンボール箱等、リサイクル可 能な物は持ち帰り、リサイクルに回すこと。</p>

### 3 埋立場（処理ごみ）不燃物

処理概要	基本的受入条件	搬入条件
<p>管理型埋立場</p> <p>浸出水については、生物的及び物理 化学的処理を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設で減量・減容・資源 化の対象とならないごみ及び中間 処理施設で処理不可能なごみの内 「別表第3 廃棄物の種類別受入に 関する事項」で指定した廃棄物。</li> <li>・埋立の工法並びに遮水シート保護 のため、廃棄物の長辺寸法は2m 以内とする。</li> <li>・堅固な廃棄物（ポンプ・モーター コンプレッサー等）は、コンパク ターの底の乗り上げを防ぐため、 長辺寸法50cm以内とする。</li> </ul>	<p>① 1法人（者）の1日当たりのごみの総搬入量 は、種類の異なるごみを搬入する場合、1日に 複数回搬入する場合及び複数の埋立場へ搬入す る場合を含め、8トン以下とする。</p> <p>② 梱包に使った可燃物は、工場へ搬入する。た だし、梱包に使ったダンボール箱等、リサイク ル可能な物は持ち帰り、リサイクルに回すこ と。</p>

※緑のリサイクルセンターは平成31年2月末に閉鎖。

生木、剪定枝及び枯れ木は民間のせん定枝等再資源化施設での受け入れ（別紙資料参照）

#### 4 共通事項

<p>(1) 受付時間</p>	<p>臨海工場</p>	<p>午前9時30分から 午後3時30分まで (12月31日は午後3時まで)</p>
<p>(2) 休場日</p>	<p>全施設</p>	<p>日曜日及び1月1日から1月3日まで (12月29日～31日に日曜日を含む場合は、日曜も開場)</p> <p>※各工場及び資源化センターは、上記以外に点検・修繕等による運転停止期間あり</p>
<p>(3) 施設別の搬入条件</p>	<p>1. 東部工場 ・ごみの長さ1m以下までとすること。</p> <p>2. 西部工場 ・10トン車で搬入する場合は、ごみの高さは1m以下までとすること。 10トン車で搬入する場合は、1mを超えるものの搬入は不可。 ・車両が10mを超える場合は搬入不可。 ・アームロール（フックロール）タイプの車両で搬入する場合、装着するコンテナは、4トン10m<sup>3</sup>以下（内高1.5m以下）とすること。 ・ダンプ車で搬入し、ダンプにて投棄する場合は、ごみの高さは1.5m以下とすること。</p>	
<p>(4) 搬入時の注意・禁止事項</p>	<p>1. 複数施設に搬入する場合は事前に分別を行っておくこと。 施設内での分別作業は禁止する。</p> <p>2. トラック等で荷台に覆いの無い車両で搬入する場合は、運搬中に ごみ等が飛散及び落下することがないように、荷台にシートをかけて搬入すること。</p> <p>3. 徒歩及び軽車両（自転車・リヤカーなど）、原動機付き自転車、自動二輪車での搬入は禁止する。</p> <p>4. 2トン以上の車両で搬入する場合は、2名以上で搬入すること。</p> <p>5. 搬入車両は車止めから2m以上手前の位置（以下「停止ライン」という。）より前で停止し、安全な作業スペースを確保すること。また、転落の危険性があるため、車止めの上には絶対上らないこと。</p> <p>6. ごみの荷解き、荷降ろし、ごみピットまたはダンピングボックスへの投入等は搬入者自ら行うこと。</p> <p>7. アオリ・コンパネなどを外す際は、停止ラインより奥（投入扉側）で作業を行わないこと。</p> <p>8. レンタカーなど不慣れな車両で搬入する場合、扉の開閉時や荷下ろし時に事故等の危険性が高まるため、十分に注意すること。</p> <p>9. ごみピットまたはダンピングボックスへの転落防止のため、墜落制止用器具（安全带）を必ず着用すること。</p> <p>10. フレコンバッグに搬入物を入れて搬入する場合は、フレコンバッグを必ず開封及び破袋のうえ、積み下ろし投入すること。ただし、飛散する廃棄物（グラスウール等）を搬入する場合や職員が開封・破袋は好ましくないと判断した場合を除く。</p>	

<p>(5) 家庭系廃棄物について</p>	<p>1. 家庭系廃棄物は、事業者による搬入が疑われる車両による搬入は不可。</p> <p>【搬入不可の対象となる主な車両】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラック・ダンプ車（軽トラック・軽ダンプは搬入可）</li> <li>・パッカー車</li> <li>・ハコ車（幌車や、パネル等で囲われた荷室を備えた車）</li> <li>・社名ロゴ入りの車両</li> <li>・黒ナンバー（黒地に黄色文字が使用されたナンバー）の車両</li> </ul> <p>※福岡市一般廃棄物収集運搬許可業者を除く</p>
<p>(6) 産業廃棄物について</p>	<p>1. 産業廃棄物の搬入時は、複数の予約番号の廃棄物をあわせて搬入してはならない。</p> <p>2. 産業廃棄物の搬入時は、下記書類を携行すること。</p> <p>①排出事業者が自分で搬入する場合</p> <p>次の事項を記載した書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・氏名または名称及び住所</li> <li>・運搬する産業廃棄物の種類、数量</li> <li>・運搬する産業廃棄物を積載した日</li> <li>・積載した事業場の名称、所在地、連絡先</li> <li>・運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先</li> </ul> <p>②産業廃棄物処理業者が委託を受けて搬入する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物管理票（マニフェスト）</li> <li>・産業廃棄物収集運搬業許可証の写し</li> </ul>